

## (別添)

### かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意について

#### I. 製造販売承認基準の制定されている 14 薬効群の使用上の注意 ...1

1. かぜ薬
2. 解熱鎮痛薬
3. 鎮咳去痰薬
4. 胃腸薬
  - I. 制酸薬を主体とする製剤
  - II. 健胃薬を主体とする製剤
  - III. 消化薬を主体とする製剤
  - IV. 整腸薬を主体とする製剤
  - V. 止瀉薬を主体とする製剤
  - VI. 鎮痛鎮痙薬を主体とする製剤
5. 瀉下薬
  - I. 瀉下薬 (ヒマシ油及びマルツエキスを除く)
  - II. 瀉下薬 (ヒマシ油)
  - III. 瀉下薬 (マルツエキス)
6. 鎮暈薬
7. 眼科用薬
  - I. 一般点眼薬
  - II. 抗菌性点眼薬
  - III. 人工涙液
  - IV. コンタクトレンズ装着液
  - V. 洗眼薬
8. ビタミン主薬製剤
  - I. ビタミンA主薬製剤
  - II. ビタミンD主薬製剤
  - III. ビタミンE主薬製剤
  - IV. ビタミンB<sub>1</sub>主薬製剤
  - V. ビタミンB<sub>2</sub>主薬製剤
  - VI. ビタミンB<sub>6</sub>主薬製剤
  - VII. ビタミンC主薬製剤
  - VIII. ビタミンAD主薬製剤
  - IX. ビタミンB<sub>2</sub>B<sub>6</sub>主薬製剤
  - X. ビタミンEC主薬製剤
  - XI. ビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>B<sub>12</sub>主薬製剤

## 9. 浣腸薬

- I. 液剤（成型）
- II. 液剤（希釈型）
- III. グリセリン坐薬
- IV. ビサコジル坐薬

## 10. 駆虫薬

- 11. 鼻炎用点鼻薬
- 12. 鼻炎用内服薬
- 13. 外用痔疾用薬
- 14. みずむし・たむし用薬

## II. 製造販売承認基準の制定されていない 22 薬効群の使用上の注意 ...115

- 1. 鎮静薬（生薬のみからなる製剤）
- 2. 眠気防止薬（カフェイン主薬製剤）
- 3. 小児五疳薬
- 4. 含そう薬
- 5. 強心薬（六神丸，感応丸）
- 6. 血清高コレステロール改善薬
- 7. 貧血用薬
- 8. アレルギー用薬
- 9. 口腔咽喉薬（トローチ剤）
- 10. 歯科口腔用薬（歯肉炎，歯槽膿漏等の効能を有する内服剤）
- 11. 歯痛・歯槽膿漏薬（外用液剤，パスタ剤，クリーム剤）
- 12. 内服痔疾用薬
- 13. 殺菌消毒薬
  - I. 殺菌消毒薬（液剤，軟膏剤，パウダー）
  - II. 殺菌消毒薬（特殊絆創膏〔液剤〕）
  - III. 殺菌消毒薬（特殊絆創膏〔貼付剤〕）
  - IV. 創傷面・口腔内に用いない殺菌消毒薬
- 14. 化膿性皮膚疾患用薬（液剤，軟膏剤）
- 15. 鎮痒消炎薬
- 16. 鎮痛消炎薬（塗布剤，貼付剤，エアゾール剤）
- 17. しもやけ・あかぎれ用薬（軟膏剤，硬膏剤）
- 18. うおのめ・いぼ・たこ用薬（液剤，軟膏剤，硬膏剤）
- 19. 婦人薬
- 20. ビタミン含有保健薬（A・D含有製剤を除く）
- 21. カルシウム主薬製剤
- 22. 生薬主薬保健薬（ニンジン主薬製剤）

I. 製造販売承認基準の制定されている 14 薬効群の使用上の注意

1. かせ薬
2. 解熱鎮痛薬
3. 鎮咳去痰薬
4. 胃腸薬
  - I. 制酸薬を主体とする製剤
  - II. 健胃薬を主体とする製剤
  - III. 消化薬を主体とする製剤
  - IV. 整腸薬を主体とする製剤
  - V. 止瀉薬を主体とする製剤
  - VI. 鎮痛鎮痙薬を主体とする製剤
5. 瀉下薬
  - I. 瀉下薬（ヒマシ油及びマルツエキスを除く）
  - II. 瀉下薬（ヒマシ油）
  - III. 瀉下薬（マルツエキス）
6. 鎮暈薬
7. 眼科用薬
  - I. 一般点眼薬
  - II. 抗菌性点眼薬
  - III. 人工涙液
  - IV. コンタクトレンズ装着液
  - V. 洗眼薬
8. ビタミン主薬製剤
  - I. ビタミンA主薬製剤
  - II. ビタミンD主薬製剤
  - III. ビタミンE主薬製剤
  - IV. ビタミンB<sub>1</sub>主薬製剤
  - V. ビタミンB<sub>2</sub>主薬製剤
  - VI. ビタミンB<sub>6</sub>主薬製剤
  - VII. ビタミンC主薬製剤
  - VIII. ビタミンAD主薬製剤
  - IX. ビタミンB<sub>2</sub>B<sub>6</sub>主薬製剤
  - X. ビタミンEC主薬製剤
  - XI. ビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>B<sub>12</sub>主薬製剤
9. 浣腸薬
  - I. 液剤（成型）
  - II. 液剤（希釈型）
  - III. グリセリン坐薬
  - IV. ビサコジル坐薬

10. 駆虫薬

11. 鼻炎用点鼻薬

12. 鼻炎用内服薬

13. 外用痔疾用薬

14. みずむし・たむし用薬